

(案) 第4章 化学災害又は生物災害時における消防活動 新旧対照表（＊5）

旧		取り消し線は削除箇所を示す。		新（案） 下線は変更箇所を示す。	
第3章 化学災害時における消防活動		第4章 生物災害時における消防活動		第4章 化学災害又は生物災害時における消防活動	
第1節 レベル別活動隊の活動範囲 化学剤の種類及び濃度が推定できた場合、レベルB活動隊はホットゾーンでも活動が可能となり、レベルC活動隊はウォームゾーンでの活動が可能となる。各ゾーンにおいて活動する防護措置及び活動内容は、表3-1のとおりとする。ただし、化学剤の種類によっては、レベルB活動隊がホットゾーンで活動できない可能性があるため、専門家の指示に従う。		第1節 活動隊の活動範囲 生物剤の種類が推定できた場合、レベルC活動隊はホットゾーン及びウォームゾーンでの活動が可能となる。各ゾーンにおいて活動する防護措置及び活動内容は、表4-1のとおりとする。		第1節 レベル別活動隊の活動範囲 と主な活動 化学災害では、化学剤の種類及び濃度が推定できた場合、レベルB活動隊はホットゾーンでも活動が可能となり、レベルC活動隊はウォームゾーンでの活動が可能となる。ただし、化学剤の種類によっては、レベルB活動隊がホットゾーンで活動できない可能性があるため、専門家の指示に従う。 生物災害では、生物剤の種類が推定できた場合、レベルC活動隊はホットゾーン及びウォームゾーンでの活動が可能となる。もちろん、レベルA活動隊及びレベルB活動隊でも十分対応可能だが、自給式呼吸器使用の都合上、空気ボンベを交換する際にホットゾーンとコールドゾーンの往来をすることにより、生物剤の拡散につながる可能性があるため生物災害時の活動には不向きである。 よって、各ゾーンにおけるレベル別活動隊及び活動内容は、表4-1のとおりとし、そのフローチャート及び活動範囲のイメージは、それぞれ図4-1、図4-2のとおりである。	
表3-1 レベル別活動隊の活動範囲		表4-1 レベル別活動隊の活動範囲		表4-1 レベル別活動隊の活動範囲 と主な活動	
活動区域	レベル別活動隊 (防護措置)	活動内容	活動区域	レベル活動隊 (防護措置)	活動内容
ホットゾーン	レベルA活動隊 (レベルA防護措置を備えた隊をいう。)	・ホットゾーンの設定 ・簡易検知活動 ・危険排除（化学剤の収去、化学剤の収納容器の収去） ・救助活動	ホットゾーン ウォームゾーン	レベルC活動隊 (レベルC防護措置を備えた隊をいう。)	・ホットゾーン及びウォームゾーンの設定 ・簡易検知活動 ・危険排除（生物剤の収去、生物剤の収納容器の収去） ・救助活動 ・集合管理 ・曝露者集合場所の決定 ・誘導活動 ・1次トリアージ ・曝露者及び隊員等の除染活動
	レベルB活動隊 (レベルB防護措置を備えた隊をいう。)				
ウォームゾーン	レベルC活動隊 (レベルC防護措置を備えた隊をいう。)	・ウォームゾーンの設定 ・曝露者集合場所の決定 ・歩行可能な傷病者の誘導 ・1次トリアージ ・曝露者及び隊員等の除染活動	コールドゾーン	レベルD活動隊 (防護措置を施さない隊をいう)	・現場指揮本部の設置 ・コールドゾーン及び消防警戒区域の設定 ・情報収集 ・広報 活動 ・避難誘導 ・2次トリアージポスト及び救護所の設置 ・2次トリアージ ・救急搬送
コールドゾーン	レベルD活動隊 (防護措置を施さない隊をいう)				
※ 物質の推定とは、現場で消防、警察機関による簡易検知の結果、又は公益財団法人日本中毒情報センター（以下「日本中毒情報センター」という。）の回答により得られた物質の情報を推定とする。また、物質の特定とは警察機関により、特定の施設にて検出された結果の物質をいう。		※ 物質の推定とは現場で消防、警察機関による簡易検知の結果から得られた物質の情報を推定とする。また、物質の特定とは警察機関により、特定の施設にて検出された結果の物質をいう。			

注意：原因物質の濃度や種類が推定され、その物質に対して防毒マスクで対応できることが確認された場合においても、防毒マスクの吸収缶の活動可能時間を管理すること。

第2節―レベル別活動隊の主な活動 第1項―レベルA活動隊 化学剤が直接接触する危険性がある区域の中で曝露者（歩行不能者）の救出や各種の検知・測定資機材を活用して原因物質の簡易検知活動を実施し、必要に応じ危険排除（化学剤の収去、化学剤の収納容器の収去）を実施する隊をいう。 第2項―レベルB活動隊 ホットゾーン内では、レベルA活動隊と同様の活動を実施する。ウォームゾーン内では、ウォームゾーンの設定、曝露者集合場所の決定、歩行可能な傷病者の誘導、1次トリアージ、曝露者及び隊員等の除染活動を実施する。 第3項―レベルC活動隊 防毒マスクに装着する吸収缶の使用条件に適合した物質であれば、防毒マスクの吸収缶の活動可能時間を考慮し、ウォームゾーン内でウォームゾーンの設定、歩行可能な傷病者の誘導、1次トリアージ、曝露者及び隊員等の除染活動を実施する。 第4項―レベルD活動隊 コールドゾーン内で現場指揮本部の設置、コールドゾーン及び消防警戒区域の設定、情報収集、広報活動、避難誘導、2次トリアージポスト及び救護所の設置、2次トリアージ、救急搬送を実施する。	第2節―レベル別活動隊の主な活動 第1項―レベルA活動隊 ホットゾーン、ウォームゾーンにて活動可能だが、活動時間の制限が厳しいため、生物剤と推定された災害には不向きである。 第2項―レベルB活動隊 ホットゾーン、ウォームゾーンにて活動可能だが、活動時間の制限が厳しいため、生物剤と推定された災害には不向きである。 第3項―レベルC活動隊 防毒マスクに装着する吸収缶の使用条件に適合した物質であれば、防毒マスクの吸収缶の活動可能時間を考慮し、ホットゾーン内及びウォームゾーン内で、ホットゾーン及びウォームゾーンの設定、曝露者集合場所の決定、簡易検知活動、必要に応じて危険排除（生物剤の収去、生物剤の収納容器の収去）、救出活動、歩行可能な傷病者の誘導、1次トリアージ、曝露者及び隊員等の除染活動を実施する。 第4項―レベルD活動隊 コールドゾーン内で、現場指揮本部の設置、コールドゾーン及び消防警戒区域の設定、情報収集、広報活動、避難誘導、2次トリアージポスト及び救護所の設置、2次トリアージ、救急搬送を実施する。	（表4-1と内容が同様のため削除）
--	---	--------------------------

第3節 ホットゾーンでの活動

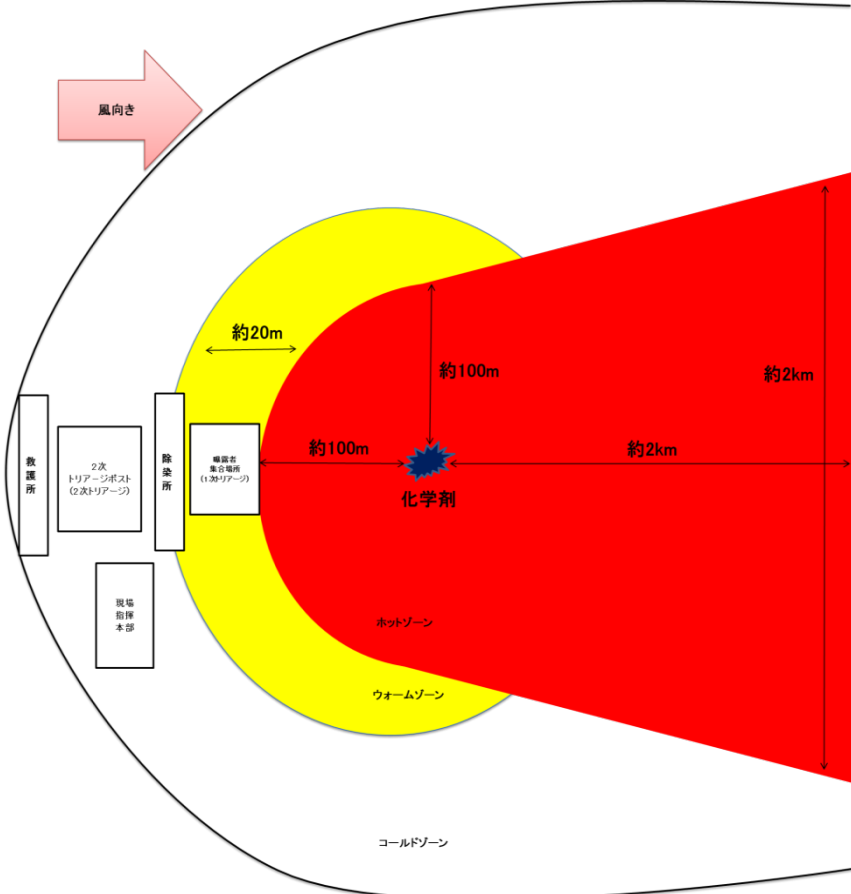
ホットゾーンの設定、簡易検知活動、必要に応じ危険排除（化学剤の収去、化学剤の収納容器の収去）、要救助者（有症状者）の救助が主な活動になる。

第1項 ~~ホットゾーンの設定~~

(1) ~~屋外での初期設定要領~~

- ① ~~原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により検知されるまでの間のゾーン設定は、図3-3を目安とする。~~
- ② ~~市街地については、住所区分（例：○丁目区域から○丁目区域まで）で区域を設定すると分かりやすく、周知しやすい。~~

図3-3 ~~屋外での区域の設定（ゾーニング）例~~



~~（必携NBCテロ対処ハンドブック（CBRNテロ対処研究会）より抜粋のうえ加筆）~~

第3節 ホットゾーンでの活動

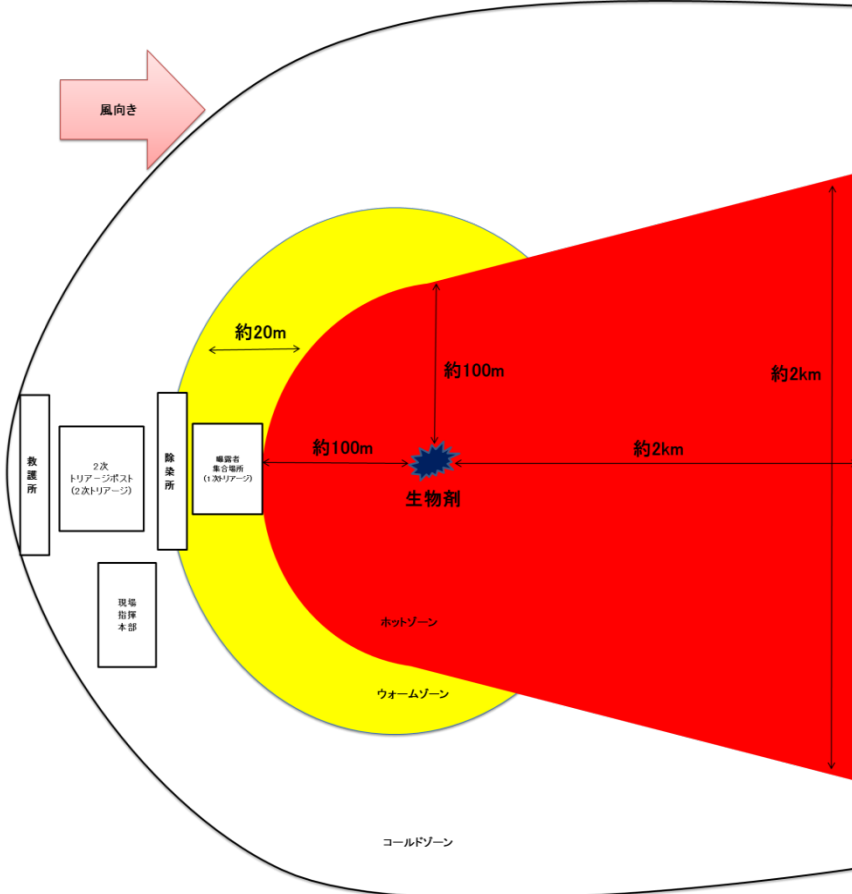
ホットゾーンの設定、簡易検知活動、危険排除（生物剤の収去、生物剤の収納容器の収去）、要救助者（有症状者）の救助、**集合管理**が主な活動になる。

第1項 ~~ホットゾーンの設定~~

(1) ~~屋外での初期設定要領~~

- ① ~~原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が検知されるまでの間のゾーン設定は、図4-3を目安とする。~~
- ② ~~市街地については、住所区分（例：○丁目区域から○丁目区域まで）毎で区域を設定すると分かりやすく周知しやすい。~~

図4-3 ~~屋外での区域の設定（ゾーニング）例~~



~~（必携NBCテロ対処ハンドブック（CBRNテロ対処研究会）より抜粋のうえ加筆）~~

第2節 ホットゾーンでの活動

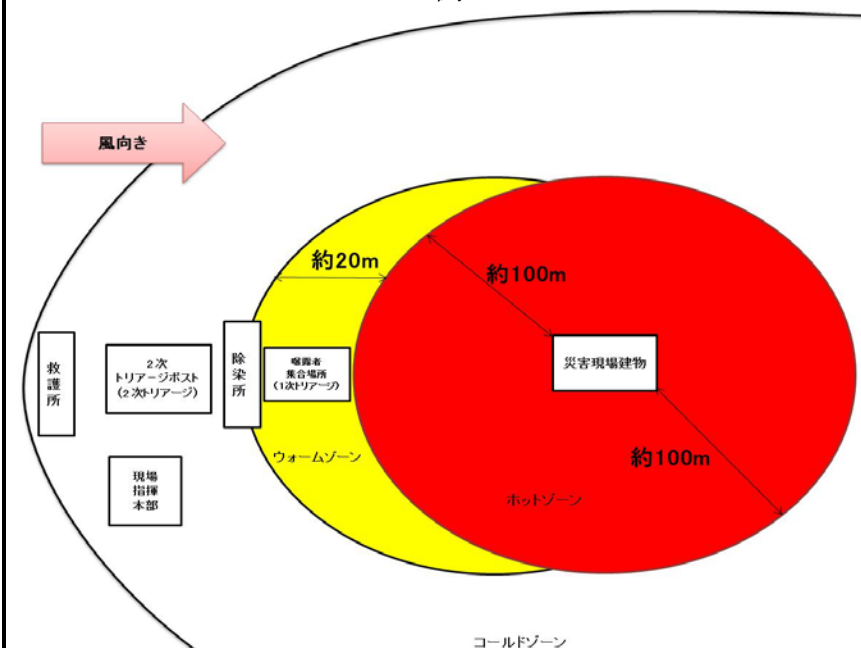
区域の設定後、化学剤又は生物剤の種類等が推定できた場合、ホットゾーンでは、ホットゾーンの設定変更、再 簡易検知活動、必要に応じ危険排除（剤の収去、剤の収納容器の収去）、要救助者（有症状者）の救助が主な活動になる。

（「第3章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動」へ移行のため削除）

~~(2) 建物等の密閉されている区域（ビル内、地下鉄駅構内、多数人が出入りする施設内等（以下「建物等内」という。））の初期設定要領~~

- ~~① 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により検知されるまでの間のゾーン設定は、図3-4を目安とする。~~
- ~~② 地下鉄・地下街が災害現場の場合、地上への出入口及び通気口が多数存在するので、地図等を活用して拡散する可能性がある出入口、通気口、換気口、排気口等ごとに上記①で設定したホットゾーンとは別にホットゾーンの設定を行う。~~
- ~~③ 施設内に人がいないことが確認できた場合には、化学剤を施設内に封じ込めるような処置（開口部の閉鎖、空調の停止等）を行う。~~
- ~~④ 噴霧器等で建物の空調設備を利用したテロ行為が発見された場合には、建物外にも拡散されている可能性が考えられるので、建物外の風下側にもホットゾーンを設定する。~~

~~図3-4 建物等の密閉されている区域の設定（ゾーニング）例~~

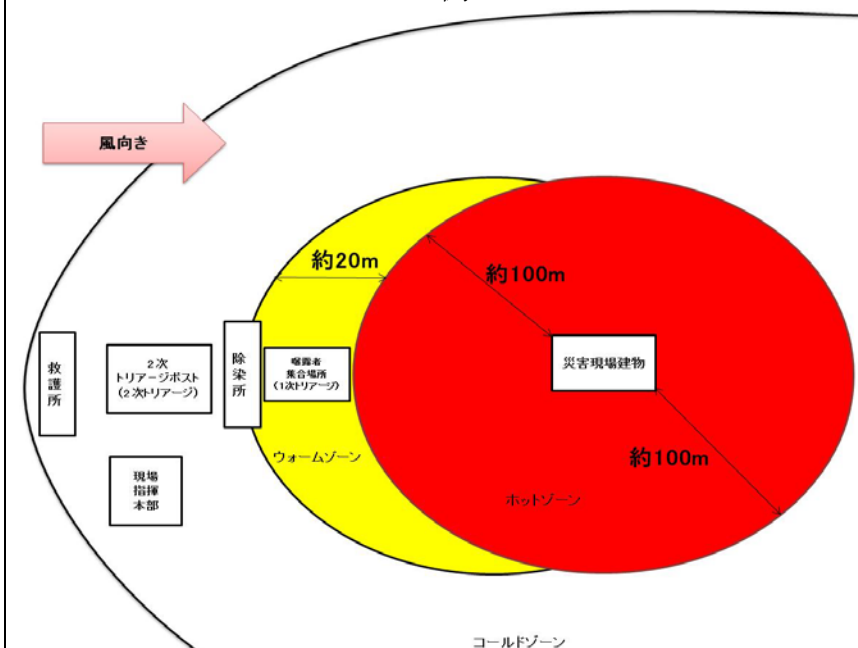


~~（必携NBCテロ対処ハンドブック（CBRNテロ対処研究会）より抜粋のうえ加筆）~~

~~(2) 建物等の密閉されている区域（ビル内、地下鉄駅構内、多数人が出入りする施設内等（以下「建物等内」という。））の初期設定要領~~

- ~~① 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により検知されるまでの間のゾーン設定は、図4-4を目安とする。~~
- ~~② 地下鉄・地下街が災害現場の場合、地上への出入口及び通気口が多数存在するので、地図等を活用して拡散する可能性がある出入口及び通気口、換気口、排気口等ごとに上記①で設定したホットゾーンとは別にホットゾーンの設定を行う。~~
- ~~③ 施設内に人がいないことを確認した場合には、生物剤を施設内に閉じ込めるような処置（開口部の閉鎖、空調の停止等）を行う。~~
- ~~④ 噴霧器等で建物の空調設備を利用したテロ行為が発見された場合には、建物外にも拡散されている可能性が考えられるので、建物外の風下側にもホットゾーンを設定する。~~

~~図4-4 建物等の密閉されている区域の設定（ゾーニング）例~~



~~（必携NBCテロ対処ハンドブック（CBRNテロ対処研究会）より抜粋のうえ加筆）~~

第2項 ホットゾーンの設定変更 初動時に設定したホットゾーンに対して、次の(1)から(6)の項目に該当するか否かの判定を行い、適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。 (1) 化学剤又は化学剤の収納容器等の残留物が目視で確認（液体等）できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 (2) 建物の区画、構造及び空調などの設備上、化学剤が拡散したと思われる場所 (3) 人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯 (4) 簡易検知器により反応がでる付近一帯 (5) 小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯 (6) 曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯	第2項 ホットゾーンの設定変更 初動時に設定したホットゾーンに対して、次の(1)から(6)の項目に該当するか否かの判定を行い、適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。 (1) 生物剤又は生物剤の収納容器等の残留物が目視で確認（液体等）できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 (2) 建物の区画、構造及び空調などの設備上、生物剤が拡散したと思われる場所 (3) 人が倒れている、人がうずくまって いる人がいる 付近一帯 (4) 簡易検知器により反応がでる付近一帯 (5) 小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯 (6) 曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯	第1項 ホットゾーンの設定変更 <u>初動時に設定したホットゾーンを、推移する災害状況や推定できた物質の特性に適したものとするため、次のとおり適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。なお、現場到着後、簡易検知の結果以外の信頼できる情報により、物質の推定ができた場合には、簡易検知の結果を待つことなく、ERG（Emergency Response Guidebook 2012）の活用が可能となる。</u> (1) <u>災害状況の推移</u> 次の項目に該当するか否かの判定を行うことにより、該当する場所を含めた範囲に変更する。 ① 化学剤又は生物剤の収納容器等の残留物が目視で確認（液体等）できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 ② 建物の区画、構造及び空調などの設備上、化学剤又は生物剤が拡散したと思われる場所 ③ 人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯 ④ 簡易検知器により反応がでる付近一帯 ⑤ 小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯 ⑥ 曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯 (2) <u>ERG（Emergency Response Guidebook 2012）の活用</u> 米国運輸省が発刊する、物質ごとの初期離隔距離及び防護措置距離が掲載された緊急時対応に関する指針。初期隔離ゾーンは、人体が危険にさらされ（風上）、命が脅かされる（風下）物質が集まっている周囲であり、防護措置ゾーンは、人間が動けなくなり防護の手段を取れないため、回復不能な重度の影響を受ける風下地域を意味する。これを活用することで、専門家が災害現場に来るまでの間、初期の手引きが得られることから、米国等のファーストレスポnderには、広く使われている。流出量の大小に区分し、昼夜別に各距離が示されているため、活用にあたっては、これらの確認が必要となる。
第3項 簡易検知活動 簡易検知活動は、警察と連携し、相互に情報の共有化を図り、その情報を的確かつ迅速に現場指揮本部へ報告する。	第3項 簡易検知活動 生物剤の同定のための検体の採取は主に警察機関及び保健所の役割である。しかし、初動時の簡易検知のために、消防機関が空気、液体、粉等の検体の採取活動を実施する場合には、警察機関及び保健所と協議し行う。	第2項 <u>再簡易検知活動</u> <u>災害状況の推移に対応するため、必要に応じ行う再簡易検知活動は、初動時に行う簡易検知活動と同様に、警察と連携し、相互に情報の共有化を図り、その情報を的確かつ迅速に現場指揮本部へ報告する。生物剤の同定のための検体の採取は主に警察機関及び保健所の役割である。しかし、必要に応じ行う再簡易検知のために、消防機関が空気、液体、粉等の検体の採取活動を実施する場合には、警察機関及び保健所と協議し行う。</u>
第4項 危険排除 原因物質となる化学剤が確認できた場合には、それ以上拡散させないようにビニール等で覆う（容器なら密閉容器に入れる。）など拡散防止を実施する。 その際、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して処	第4項 危険排除 (1) 原因物質となる生物剤が確認できた場合には、それ以上拡散させないようにビニール等で覆う（容器なら密閉容器に入れる。）など拡散防止を実施する。その際、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して処置を行	第3項 危険排除 (1) 原因物質となる化学剤又は生物剤が確認できた場合、<u>可能な状況であれば</u> それ以上拡散させないようにビニール等で覆う（容器なら密閉容器に入れる。）など拡散防止を実施する。

置を行う。 第5項 救助活動 (1) 担架搬送を行う場合は、1人以上で隊員の誘導（視界、動き等が制限されるため。）、簡易検知活動（必要に応じて実施する。）及び安全管理を行うとともに、2人以上で担架搬送を行い、合計3人以上で活動を行うことが望ましい。 ただし、安全が確保されている場合、1人で搬送できる担架を使用している場合などは、適切な人員で搬送するものとする。 (2) 倒れている者又はうずくまっている者を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部に報告する。 (3) 2人以上のレベルA防護措置を講じた待機要員を確保して救出活動を行う。 (4) 化学災害における曝露者の症状（ダメージ）は、曝露者が存在した場所（空間）の化学剤の「濃度」×「滞在時間」と比例する。多数の要救助者をホットゾーン内から救助する必要がある場合などは、自隊の活動能力と必要な活動負荷を比較検討し、曝露者を、曝露及び汚染危険の高い場所から危険の低い場所（発災建物外、風上など）へ一時的に移動（ショートピックアップ）することも考慮する。 (5) 陽圧式化学防護服装着時の曝露者の呼吸状態の観察方法の一つとしてティッシュ等の軽い物を倒れている人の鼻に当て呼吸状態の確認をする方法がある。 (6) 症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を装着させ、救助することも考慮する。	う。 (2) 生物剤が視認できる場合には、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して検体（粉等）を採取する。採取した検体（粉等）は必ず密閉して拡散しないように持ち出す。 (3) 散布器等による生物剤のテロの場合には、生物剤捕集器等を活用し、できるだけ広範囲に採取を行う。 (4) 警察、保健所等の協力要請により、建物内から粉等による生物剤が拡散しないための措置を取る場合は、警察、保健所の指示のもと、次の①～⑤を実施する。 ① 空調設備の停止 ② エレベーターの停止 ③ 建物外にある排気口の封鎖（ビニール等） ④ 防火シャッター等の閉鎖 ⑤ 図面の活用（防火対象物台帳による避難経路、隔離場所の検討など） 第5項 救助活動 (1) レベルC防護措置（非気密型非陽圧式化学防護服及び使用条件に適合した防毒マスク）を確実に備える。 (2) 1人以上は隊員の誘導と安全管理を行い、1人以上で担架搬送を行うため、2人以上で活動を行うこと。 (3) 倒れている者又はうずくまっている者を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部に報告する。 (4) 2人以上のレベルC防護措置を講じた待機要員を確保して救出活動を行う。	その際、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して処置を行う。 (2) 生物剤が視認できる場合には、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して検体（粉等）を採取する。採取した検体（粉等）は必ず密閉して拡散しないように持ち出す。 (3) 散布器等による生物剤のテロの場合には、生物剤捕集器等を活用し、できるだけ広範囲に採取を行う。 (4) 警察、保健所等の協力要請により、建物内から粉等による生物剤が拡散しないための措置を取る場合は、警察、保健所の指示のもと、次の①～⑤を実施する。 ① 空調設備の停止 ② エレベーターの停止 ③ 建物外にある排気口の封鎖（ビニール等） ④ 防火シャッター等の閉鎖 ⑤ 図面の活用（防火対象物台帳による避難経路、隔離場所の検討など） 第4項 救助活動 (1) 化学災害への対応 ① 担架搬送を行う場合は、1人以上で隊員の誘導（視界、動き等が制限されるため。）、簡易検知活動（必要に応じて実施する。）及び安全管理を行うとともに、2人以上で担架搬送を行い、合計3人以上で活動を行うことが望ましい。ただし、安全が確保されている場合、1人で搬送できる担架を使用している場合などは、適切な人員で搬送するものとする。 ② 倒れている者又はうずくまっている者を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部に報告する。 ③ 2人以上のレベルA防護措置を講じた待機要員を確保して救出活動を行う。 ④ 化学災害における曝露者の症状（ダメージ）は、曝露者が存在した場所（空間）の化学剤の「濃度」×「滞在時間」と比例する。多数の要救助者をホットゾーン内から救助する必要がある場合などは、自隊の活動能力と必要な活動負荷を比較検討し、曝露者を、曝露及び汚染危険の高い場所から危険の低い場所（発災建物外、風上など）へ一時的に移動（ショートピックアップ）することも考慮する。 ⑤ 陽圧式化学防護服装着時の曝露者の呼吸状態の観察方法の一つとしてティッシュ等の軽い物を倒れている人の鼻に当て呼吸状態の確認をする方法がある。 ⑥ 症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を装着させ、救助することも考慮する。 (2) 生物災害への対応 ① レベルC防護措置（非気密型非陽圧式化学防護服及び使用
--	--	---

第6項 ポンベ交換方法 (1) 自給式空気呼吸器のポンベの交換は隊員及び資機材の除染後、コールドゾーンにて実施する。 (2) 使用資機材の除染に時間を要する場合又は除染が困難な場合は、使用資機材を、1次トリアージポスト付近の、活動の支障がなく破損の恐れがない場所に一次保管し、活動終了後除染を実施する。	第6項 集合管理 疫学調査等のために、警察、衛生主管部局から曝露者の集合管理について協力要請があった場合は、警察、衛生主管部局の指示のもと、次記のとおり、曝露者の集合管理を行うものとする。 なお、曝露の状態、生物剤の種類等状況によっては、生物剤のある場所から少しでも離れた場所へ、短時間で避難し、集合管理することが必要となる場合がある。 (1) レベルC防護措置を施した隊員が建物屋内に進入し、生物剤と判断できる物質を視認した場合、建物内にいる全ての者又は屋外において曝露した可能性のある者を生物剤の曝露者とみなして、医師等による疫学調査を行うまで建物屋内外等で集合管理するよう努める（症状を発しているものを除く。）。 (2) 発生場所が建物内の場合の集合管理する場所は、発生建物内の講堂等の広めの部屋を用意する。人数的に部屋の確保が困難な場合は建物全体を集合管理場所として、その場に留まるよう各関係機関と連携して建物内にいる者に対して周知を行う。 (3) 発生場所が屋外の場合は、ホットゾーン内の建物を(2)と同様に確保する。 (4) 建物内にいる者に対して、口、鼻等をタオルやハンカチ等で覆うように指示する。 (5) 隊員がマスクを着装していることから声が通りにくいので、曝露者に対し、説明等を行う場合は、説明文を渡すなどの方策を考慮する。 (6) 建物内に放送設備等が設置してある場合には、その設備を十分に活用して集合管理場所までの誘導及び説明等を行う。	条件に適合した防毒マスク）を確実に備える。 ② 1人以上は隊員の誘導と安全管理を行い、1人以上で担架搬送を行うため、2人以上で活動を行うこと。 ③ 倒れている者又はうずくまっている者を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部に報告する。 ④ 2人以上のレベルC防護措置を講じた待機要員を確保して救出活動を行う。 <u>(3) ポンベ交換方法（ウォームゾーンでの活動においても同様）</u> 自給式空気呼吸器のポンベの交換は隊員及び資機材の除染後、コールドゾーンにて実施する。ただし、使用資機材の除染に時間を要する場合又は除染が困難な場合は、使用資機材を1次トリアージポスト付近の活動に支障がなく破損の恐れがない場所に一次保管し、活動終了後除染を実施する。 <u>(4) 活動時間の管理（ウォームゾーンでの活動においても同様）</u> 自給式空気呼吸器を使用するため、ホットゾーン内で活動する隊員は活動時間を小隊長等に報告し、小隊長等はエリア内での活動時間の管理を行う。 なお、ホットゾーン内での活動時間は、除染に必要な時間（1～3分）を減じて管理するものとする。
第7項 活動時間の管理 (1) 自給式空気呼吸器を使用するので、ホットゾーン内で活動する隊員は、活動時間を小隊長等に報告する。小隊長等は、エリア内での活動時間の管理を行う。 (2) ホットゾーン内での活動時間は、除染に必要な時間（1～3分）を減じて管理するものとする。	第7項 活動時間の管理 (1) ホットゾーン内で活動する隊員は、活動時間を小隊長等に報告するとともに、小隊長等は、エリア内での活動時間管理を行う。 (2) 活動時間は、除染に必要な時間（1～3分）を減じて管理するものとする。	（「第6項 集合管理」は、「第4節 ウォームゾーンでの活動」へ移行のため削除）

第4節 ウォームゾーンでの活動 化学剤により曝露された人(疑いを含む。)及びホットゾーンから退出してきた隊員の除染が主な活動になる。 第1項 ウォームゾーンの設定 (1) 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により検知されるまでの間、図3-3又は図3-4のとおりとする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。 (2) 発生場所から風下の区域については、原則としてウォームゾーンの設定は必要ない。 第2項 曝露者集合場所の決定 (1) 曝露者集合場所は、原則として開放空間のウォームゾーン内で、可能な限りホットゾーンから風上に決定する。 (2) 無症状者の曝露を避けるため、有症者集合場所と無症状者集合場所を区分する。 (3) 曝露者集合場所は、その旨を看板で表示するか、目印のある場所を指定する。 (4) 除染までの間、症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を着装させることも考慮する。 第3項 誘導活動 曝露者を汚染場所から遠ざけることにより、曝露時間が少なくなり悪化を防止できることから、気分が悪い等の症状がある歩行可能な者を曝露者集合場所まで誘導する。	第4節 ウォームゾーンでの活動 生物剤により曝露された人(疑いを含む。)及びホットゾーンから退出してきた隊員の除染が主な活動になる。 第1項 ウォームゾーンの設定 (1) 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が検知されるまでの間、図4-3又は図4-4のとおりとする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。 (2) 発生場所から風下の区域については、原則としてウォームゾーンの設定は必要ない。 第2項 曝露者集合場所の決定 (1) 曝露者集合場所は原則として開放空間のウォームゾーン内で、可能な限りホットゾーンから風上に決定する。 (2) 無症状者の曝露を避けるため、有症者集合場所と無症状者集合場所を区分する。 (3) 曝露者集合場所を看板で表示するか、目印のある場所に曝露者集合場所を指定する。 (4) 曝露者にマスク（N95等）を着装させ、除染を実施するまで外すことのないよう指示する。 第3項 誘導活動 曝露者を汚染場所から遠ざけることにより、曝露時間が少なくなり悪化を防止できることから、気分が悪い等の症状がある歩行可能な者を曝露者集合場所まで誘導する。	第3節 ウォームゾーンでの活動 化学剤又は生物剤により曝露された人(疑いを含む。)及びホットゾーンから退出してきた隊員の除染が主な活動になる。 (「第3章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動」へ移行のため削除) 第1項 <u>ウォームゾーンの設定変更</u> <u>ホットゾーンの設定範囲の拡大、縮小が実施された場合、初動時に設定したウォームゾーンに対して、吹流し又は発煙筒等を活用することにより、風上（風の流れ）を確実に確認し、ホットゾーンの設定変更に適応するよう、適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。ただし、曝露者及び隊員等の除染活動の進捗状況等を踏まえ、実施するものとする。</u> 第2項 曝露者集合場所の決定 (1) 曝露者集合場所は、原則として開放空間のウォームゾーン内で、可能な限りホットゾーンから風上に決定する。 (2) 無症状者の曝露を避けるため、有症者集合場所と無症状者集合場所を区分する。 (3) 曝露者集合場所は、その旨を看板で表示するか、目印のある場所を指定する。 (4) 化学災害の場合、除染までの間、症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を着装させることも考慮する。 生物災害の場合、曝露者にマスク（N95等）を着装させ、除染を実施するまで外すことのないよう指示する。 第3項 誘導活動 (1) <u>歩行可能な傷病者の誘導</u> 曝露者を汚染場所から遠ざけることにより、曝露時間が少なくなり悪化を防止できることから、気分が悪い等の症状がある歩行可能な者を曝露者集合場所まで誘導する。 (2) <u>集合管理（生物災害時に限る。）</u> 疫学調査等のために、警察、衛生主管部局から曝露者の集合管理について協力要請があった場合は、警察、衛生主管部局の指示のもと、次のとおり、曝露者の集合管理を行うものとする。 なお、曝露の状態、生物剤の種類等状況によっては、生物剤のある場所から少しでも離れた場所へ、短時間で避難し、集合管理することが必要となる場合がある。 ① レベルC防護措置を施した隊員が建物屋内に進入し、生物剤と判断できる物質を視認した場合、建物内にいる全ての者又は
---	--	--

第4項 1次トリアージ (1) 1次トリアージは暴露者集合場所で実施する。 (2) START法は使用せず、「自力歩行可能者」と「自力歩行不可能者」に区分する。 (3) 化学剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・服交換・水的除染）を区分する。 (4) 暴露者の歩行可能・不能や除染の要否及び方法の決定は、可能な限り速やかに実施する。 (5) 原則として、トリアージタグは使用しない。 第5項 ボンベ交換方法 (1) 自給式空気呼吸器のボンベの交換は隊員及び資機材の除染後、コールドゾーンにて実施する。 (2) 除染に時間を要する使用資機材又は除染が困難な使用資機材は、暴露者集合場所付近の活動の支障がなく破損の恐れがない場所に一次保管し、活動終了後除染を実施する。 第6項 活動時間の管理 (1) 活動する隊員は、自給式空気呼吸器又は酸素呼吸器を使用するため、活動時間を小隊長等に報告する。小隊長等は、エリア内での活動時間管理を行う。 (2) 活動時間は、除染に必要な時間（1～3分）を減じて管理するものとする。	第4項 医療従事者と消防機関の協議 生物剤に曝露された人の除染については、医療機関等と消防機関にて協議を行い除染の要否を決定する。（「第4項 1次トリアージ」へ移行のため削除） 第5項 1次トリアージ (1) 曝露直後（潜伏期間があるため症状が現れない） ① 1次トリアージは暴露者集合場所で実施する。 ② START法は使用せず、生物剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・服交換・水的除染）を区分する。 ③ 暴露者の除染の要否及び方法の決定は、可能な限り速やかに実施する。 ④ 原則として、トリアージタグは使用しない。 (2) 曝露から時間が経過し症状が現れている ① 1次トリアージは暴露者集合場所で実施する。 ② START法は使用せず、「自力歩行可能者」と「自力歩行不可能者」に区分する。 ③ 化学剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・服交換・水的除染）を区分する。 ④ 暴露者の歩行可能・不能や除染の要否及び方法の決定は、可能な限り速やかに実施する。 ⑤ 原則として、トリアージタグは使用しない。 第6項 活動時間の管理 (1) ホットゾーン内で活動する隊員は、活動時間を小隊長等に報告するとともに、小隊長等は、エリア内での活動時間管理を行う。 (2) 活動時間は、除染に必要な時間（1～3分）を減じて管理するものとする。	屋外において曝露した可能性のある者を生物剤の曝露者とみなして、医師等による疫学調査を行うまで建物屋内外等で集合管理するよう努める（症状を発しているものを除く。）。 ② 発生場所が建物内の場合の集合管理する場所は、発生建物内の講堂等の広めの部屋を用意する。人数的に部屋の確保が困難な場合は建物全体を集合管理場所として、その場に留まるよう各関係機関と連携して建物内にいる者に対して周知を行う。 ③ 発生場所が屋外の場合は、ホットゾーン <u>又はウォームゾーン</u> 内の建物を②と同様に確保する。 ④ 建物内にいる者に対して、口、鼻等をタオルやハンカチ等で覆うように指示する。 ⑤ 隊員がマスクを着装していることから声が通りにくいので、曝露者に対し、説明等を行う場合は、説明文を渡すなどの方策を考慮する。 ⑥ 建物内に放送設備等が設置してある場合には、その設備を十分に活用して集合管理場所までの誘導及び説明等を行う。 第4項 1次トリアージ (1) <u>化学災害及び生物災害（曝露から時間が経過し症状が現れている。）の場合</u> ① 1次トリアージは暴露者集合場所で実施する。 ② START法は使用せず、「自力歩行可能者」と「自力歩行不可能者」に区分する。 ③ 化学剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・服交換・水的除染）を区分する。 ④ 暴露者の歩行可能・不能や除染の要否及び方法の決定は、可能な限り速やかに実施する。<u>また、除染の要否については、医療機関等と協議を行い決定する。</u> ⑤ 原則として、トリアージタグは使用しない。 (2) <u>生物災害（曝露直後。潜伏期間があるため症状が現れない。）の場合</u> ① 1次トリアージは暴露者集合場所で実施する。 ② START法は使用せず、生物剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・服交換・水的除染）を区分する。 ③ 暴露者の除染の要否及び方法の決定は、可能な限り速やかに実施する。<u>また、除染の要否については、医療機関等と協議を行い決定する。</u> ④ 原則として、トリアージタグは使用しない。 （「第5項 ボンベ交換方法」、「第6項 活動時間の管理」は、「第2節 ホットゾーンでの活動」に「ウォームゾーンでの活動においても同様」の旨、明示のため削除）
---	--	--

第5節 コールドゾーンでの活動

初動時に広報及び避難誘導を実施し、化学剤の拡散防止、曝露者の拡大防止を図る。

第1項 ~~コールドゾーン（消防警戒区域）の設定~~

- ~~(1) 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が検知されるまでの間の図3-3又は図3-4のとおりとする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。~~
- ~~(2) ウォームゾーンの境界線（除染場所）から消防警戒区域（テープ、ロープ等により明示）までのコールドゾーンの設定は警察機関と連携して設定する。~~
- ~~(3) 症状のない通行人及び住民等の誘導、進入規制は原則として警察機関に実施を依頼する。~~
- ~~(4) コールドゾーン（消防警戒区域）を設定した区域を明確に広報し、区域内からの退避及び区域内への出入りの禁止又は制限を行う。~~

第2項 現場指揮本部の開設

- (1) 現場指揮本部は可能な限り風上、現場を見渡せる場所に位置し、十分な人員、物資を投入できる場所に設ける。
- (2) 他の関係機関の指揮所の位置を確認し、連絡が取りやすい場所を選択する。
- (3) 現場指揮本部と近接する場所に他機関との調整を行う現地調整所を設置するよう調整する。

第3項 広報・避難誘導

- (1) 曝露した疑いのある者の移動時には、二次曝露をさけるため口、鼻等をハンカチやタオル等で覆うように指示する。
- (2) 広報活動は、明確に分かり易く説明を行うため、あらかじめ広報文（例）を作成しておく。
- (3) コールドゾーン内で症状が出ていない者（ホットゾーンから避難してきた者を除く。）は、2次トリアージポストへ向かうよう誘導を行い、観察を受けた後に消防警戒区域の外に出るように指示する。
- (4) コールドゾーンの外側にいた者は、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、指定された病院に行き、消防又は警察に連絡するよう広報する。
- (5) 1次トリアージを受けずに、ホットゾーンからコールドゾーンに避難してきた者は、除染所に誘導する。

第5節 コールドゾーンでの活動

初動時に広報及び避難誘導を実施し、生物剤の拡散防止、曝露者の拡大防止を図る。

第1項 ~~コールドゾーン（消防警戒区域）の設定~~

- ~~(1) 原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因病原体が検知されるまでの間、図4-3又は図4-4を目安とする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。~~
- ~~(2) ウォームゾーンの境界線（除染場所）から消防警戒区域（テープ、ロープ等により明示）までのコールドゾーンの設定は警察機関と連携して設定する。~~
- ~~(3) 症状のない通行人及び住民等の誘導、進入規制は原則として警察機関に実施を依頼する。~~
- ~~(4) コールドゾーン（消防警戒区域）を設定した区域を明確に広報し、区域内からの退避及び区域内への出入りの禁止又は制限を行う。~~

第2項 現場指揮本部の開設

- (1) 現場指揮本部は可能な限り風上、現場を見渡せる場所に位置し、十分な人員、物資を投入できる場所に設ける。
- (2) 他の関係機関の指揮所の位置を確認し、連絡が取りやすい場所を選択する。
- (3) 現場指揮本部と近接する場所に他機関との調整を行う現地調整所を設置するよう調整する。

第4節 コールドゾーンでの活動

初動時に広報及び避難誘導を実施し、生物剤の拡散防止、曝露者の拡大防止を図る。

（「第3章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動」へ移行のため削除）

第1項 コールドゾーン（消防警戒区域）の設定変更

ホットゾーン及びウォームゾーンの設定範囲の拡大、縮小が実施された場合、初動時に設定したコールドゾーンに対して、吹流し又は発煙筒等を活用することにより、風上（風の流れ）を確実に確認し、ホットゾーン及びウォームゾーンの設定変更に適応するよう、適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。ただし、広報及び避難誘導の進捗状況等を踏まえ、実施するものとする。

第2項 現場指揮本部の 設置

- (1) 現場指揮本部は可能な限り風上、現場を見渡せる場所に位置し、十分な人員、物資を投入できる場所に設ける。
- (2) 他の関係機関の指揮所の位置を確認し、連絡が取りやすい場所を選択する。
- (3) 現場指揮本部と近接する場所に他機関との調整を行う現地調整所を設置するよう調整し、必要な人員を配置する。

第3項 広報・避難誘導

- (1) 曝露した疑いのある者の移動時には、二次曝露をさけるため口、鼻等をハンカチやタオル等で覆うように指示する。
- (2) 広報活動は、明確に分かり易く説明を行うため、あらかじめ広報文（例）を作成しておく。
- (3) コールドゾーン内で症状が出ていない者（ホットゾーンから避難してきた者を除く。）は、2次トリアージポストへ向かうよう誘導を行い、観察を受けた後に消防警戒区域の外に出るように指示する。
- (4) コールドゾーンの外側にいた者は、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、指定された病院に行き、消防又は警察に連絡するよう広報する。
- (5) 1次トリアージを受けずに、ホットゾーンからコールドゾーンに避難してきた者は、除染所に誘導する。
- (6) 生物災害の場合、関係者（管理人等）に対して、エアコン等の空調設備の停止を指示するとともに、建物内の混乱をさけるよう放送設備等を活用して指示してもらう。

		(7) <u>現場での広報内容は、次のようなものが想定される。</u> ① <u>現場到着時における広報内容例（異状が確認できない場合）</u> <u>「こちらは〇〇消防本部です。〇時〇〇分に多数の人が気分の悪さを訴えているとの通報が〇〇町〇〇丁目〇〇番地からありました。それらの情報についてご存知の方は、消防隊が〇〇付近に待機していますので、お知らせください。また、気分が悪い人がいましたら、〇〇付近に集合してください。」</u> ② <u>現場到着時における広報内容例（気分の悪い人等が確認できた場合）</u> <u>「こちらは〇〇消防本部です。現在、〇〇付近において有毒なガスが流出した可能性がありますので、至急、口等をタオルなどで覆いながら〇〇方面（側）に避難してください。また、気分が悪い人は、病院まで搬送いたしますので、〇〇付近に集合してください。避難が必要な方は〇〇町〇〇丁目〇〇番地内で外に出ている方です。屋内にいる方は、空調を切り、窓を閉めて屋内に留まってください。」</u> ③ <u>消防警戒区域設定の広報内容例</u> <u>「こちらは〇〇消防本部です。現在〇〇付近において有毒なガスが流出した可能性があります。被害が拡大する恐れがありますので、現在消防隊により危険区域を設定しております。〇〇付近にいる方、またこれから〇〇付近に向かわれる方は、被災するおそれがあります。至急、危険区域外の安全な場所に避難してください。現在、〇から〇に向かって風が吹いています。〇〇方面（側）への避難をお願いします。なお、安全が確認されるまで、危険区域内への立ち入りを禁止します。」</u> ④ <u>活動中の広報内容例</u> ア <u>「現在発生中の災害についてお知らせします。本日〇時ごろ〇〇付近において有毒なガスが流出し、多数の方が被災されています。現在消防隊により救出活動が行われていますが、被害が拡大するおそれがあります。〇〇付近にいる方は、安全な場所に避難してください。気分が悪くなられた方は、近くの消防隊員までお知らせください。また、近隣の消防署から、多数の消防車、救急車が応援に向かってきております。交通の妨げとならないようご協力お願いいたします。引き続き詳しい情報が入り次第、お伝えします。」</u> イ <u>「危険区域内（例：〇〇付近）にいる方に連絡します。消防隊により、安全な方法で皆さんを救護所まで誘導しますので、消防隊員の指示に従ってください。テント内での脱衣や、シャワーを行っていただきます。これは危険を取り除き、皆さんの安全を確保するために行っています。落ち着いて消防隊員の指示に従ってください。」</u> ※ <u>その他、避難方向の指示を土地勘のない人や、子供やお年寄り等の人たちのために〇〇方向（側）だけでなく、「赤色回転灯が回転している消防車の方向へ」、「クラクションを5</u>
--	--	---

第4項 2次トリアージポスト及び救護所の設置 コールドゾーン内に2次トリアージポスト及び救護所を設置する。 第5項 2次トリアージ (1) 曝露者の除染後、コールドゾーン（消防警戒区域）の2次トリアージポストにおいて、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、トリアージタグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。 (2) コールドゾーン（消防警戒区域）において、救護所を設置し、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、救護所内において、トリアージタグの色別に病院へ搬送する傷病者の優先順位を決定し、応急処置を実施する。 (3) 2次トリアージを実施する救急隊員の防護措置としては、観察する曝露者が除染終了後であっても、化学剤が残存していることを考慮して、感染防護衣、感染防止用薄手袋、感染防止マスク等の防護措置をとる。 (4) 詳細な2次トリアージ要領に関しては、各消防本部で対応している集団救急災害活動要領等に準じて活動する。 (5) 化学剤により曝露された傷病者の医療機関の選定は、医療機関及び衛生主管部局の助言、指示に基づいて、対応可能な医療機関（災害拠点病院等）に搬送する。 ※ 平常時より化学剤に対する対応可否状況を医療機関から提供してもらう必要がある。 (6) 医療機関の選定は、現場指揮本部、消防指令室及び現場の医師等が連携して搬送病院の選定を行う。 (7) 傷病者の症状をできるだけ詳しく取りまとめて、	第3項 2次トリアージポスト及び救護所の設置 コールドゾーン内に2次トリアージポスト及び救護所を設置する。 第4項 2次トリアージ (1) 曝露直後 病原体の潜伏期間があるため発症していない場合があり、2次トリアージにおいても患者の病態の格差が生じないことがある。 この場合は、原因生物剤からの距離が短かった者、原因生物剤の接触時間が長かった者、高齢者・乳幼児・病人など抵抗力が低い者などを優先して搬送順位を決定するものとする。 (2) 曝露から時間が経過し症状が現れている ① 曝露者の除染後、コールドゾーン（消防警戒区域）の2次トリアージポストにおいて、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、トリアージタグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。 ② コールドゾーン（消防警戒区域）において、救護所を設置し、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、救護所内において、トリアージタグの色別に病院へ搬送する傷病者の優先順位を決定する。 ③ 2次トリアージを実施する救急隊員の防護措置としては、観察する曝露者が除染終了後であっても、生物剤が残存していることを考慮して、感染防護衣、感染防止用薄手袋、感染防止マスク（N95規格と同等以上の性能）等の防護措置をとる。 ④ 詳細な2次トリアージ要領に関しては、各消防本部で対応している集団救急災害活動要領等に準じて活動する。 ⑤ 生物剤により曝露された傷病者の医療機関の選定は、医療機関及び衛生主管部局の助言、指示に基づいて、対応可能な医療機関（災害拠点病院等）に搬送する。 ※ 平常時より生物剤に対する対応可否状況を医療機関から提供してもらう必要がある。 ⑥ 医療機関の選定は、現場指揮本部、消防指令室及び現場の医師等が連携して 搬送病院の選定を行う。	<u>秒間鳴動させますのでクラクションの方向へ」など子供や目の不自由な者等にも避難しやすいような工夫をする。</u> 第4項 2次トリアージポスト及び救護所の設置 コールドゾーン内に2次トリアージポスト及び救護所を設置する。 第5項 2次トリアージ (1) <u>化学災害及び生物災害(曝露から時間が経過し症状が現れている。)の場合</u> ① 曝露者の除染後、コールドゾーン（消防警戒区域）の2次トリアージポストにおいて、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、トリアージタグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。 ② コールドゾーン（消防警戒区域）において、救護所を設置し、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、救護所内において、トリアージタグの色別に病院へ搬送する傷病者の優先順位を決定し、応急処置を実施する。 ③ 2次トリアージを実施する救急隊員の防護措置としては、観察する曝露者が除染終了後であっても、化学剤又は生物剤が残存していることを考慮して、感染防護衣、感染防止用薄手袋、感染防止マスク（N95規格と同等以上の性能）等の防護措置をとる。 ④ 詳細な2次トリアージ要領に関しては、各消防本部で対応している集団救急災害活動要領等に準じて活動する。 ⑤ 化学剤又は生物剤により曝露された傷病者の医療機関の選定は、医療機関及び衛生主管部局の助言、指示に基づいて、対応可能な医療機関（災害拠点病院等）に搬送する。 ※ 平常時より化学剤又は生物剤に対する対応可否状況を医療機関から提供してもらう必要がある。 ⑥ 医療機関の選定は、現場指揮本部、消防指令室及び現場の医師等が連携して搬送病院の選定を行う。 ⑦ 傷病者の症状をできるだけ詳しく取りまとめて、現場指揮本部から消防指令室に報告し、情報の共有を図る。 ⑧ 化学物質曝露によるCPA傷病者をSTART方式でトリアージを実施した場合は、気道を確保して自発呼吸がなければ救命不能となる。START方式は外傷症例を想定したトリアージ方法であり、化学災害の傷病者にそのままの適応は課題が多いため、トリアージタグの使用については、安易に黒タグを付けないよう十分留意する。 (2) <u>生物災害（曝露直後。潜伏期間があるため症状が現れない。）の場合</u> 病原体の潜伏期間があるため発症していない場合があり、2次トリアージにおいても患者の病態の格差が生じないことがある。
--	---	---

消防 現場指揮本部から消防指令室に報告し、情報の共有を図る。 (8) 化学物質曝露による CPA 傷病者を START 方式でトリアージを実施した場合は、気道を確保して自発呼吸がなければ救命不能となる。START 方式は外傷症例を想定したトリアージ方法であり、化学災害の傷病者にそのままの適応は課題が多いため、トリアージタグの使用については、安易に黒タグを付けないよう十分留意する。	⑦ 傷病者の症状をできるだけ詳しく取りまとめて、消防 現場指揮本部から消防指令室に報告し、情報の共有を図る。 第 5 項 広報・避難誘導 (1) 曝露した疑いのある者の移動時には、二次曝露をさけるため口、鼻等をハンカチやタオル等で覆うように指示する。 (2) 広報活動は、明確に分かり易く説明を行うため、あらかじめ広報文（例）を作成しておく。 (3) 関係者（管理人等）に対して、エアコン等の空調設備の停止を指示するとともに、建物内の混乱をさけるよう放送設備等を活用して指示してもらう。 (4) コールドゾーン内で症状が出ていない者（ホットゾーンから避難してきた者を除く。）は、2 次トリアージポストへ向かうよう誘導を行い、観察を受けた後に消防警戒区域の外に出るように指示する。 (5) コールドゾーンの外側にいた者は、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、指定された病院に行き、消防又は警察に連絡するよう広報する。 (6) ホットゾーンから一次トリアージを受けずにコールドゾーンに避難してきた者のうち必要な者は、除染所に誘導する。	この場合は、原因生物剤からの距離が短かった者、原因生物剤の接触時間が長かった者、高齢者・乳幼児・病人など抵抗力が低い者などを優先して搬送順位を決定するものとする。 （「第 3 項 広報・避難誘導」へ移行のため削除）
---	--	---

第6項 救急隊の活動 (1) 救急搬送 ① 二次汚染を防止するため、救急車内の換気を行う。 ② 傷病者の観察を行う隊員は、傷病者からの二次汚染を考慮し、必要に応じて防毒マスクを着用すること。 ③ 多数の傷病者が発生した場合については、重症及び歩行不能傷病者は救急車で搬送し、歩行が可能な比較的症状の軽い傷病者は大量に搬送できる人員搬送バス等で搬送する。また、警察機関に協力を依頼し警察車両が誘導等をするなど、効率的な搬送方法を実施する。 (2) 搬送後の処置 ① 救急車内の除染を実施すること。 ② 搬送した救急隊員は、医療機関で診察を受けること。	第6項 救急隊の活動 生物災害は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）により、患者（疑いを含む。）の搬送は、衛生主管部局が対応することになっているが、事前の保健所等との搬送協力協定や発災後の協力要請により、消防機関が対応する場合がある。 (1) 救急搬送（消防機関が対応する場合） ① 生物剤の拡散防止のためには医療機関までアイソレーターにて搬送するのが望ましい。 ② アイソレーターが用意できない場合には、医師又は保健所職員による疫学調査診断後、除染を実施し、救急隊員は曝露者からの感染防止を主眼としゴム手袋、ゴーグル、感染防止マスク（N95規格と同等以上の性能）、感染防護衣（簡易防護服）を着用して搬送にあたる。 ③ 医師等の協議により、粉等による生物剤に曝露された人の除染を実施しない場合には、生物剤が拡散しないように曝露者の全身をビニール等で覆い、口鼻部分には感染防止マスク（N95規格と同等以上の性能）を着装し曝露者の身体、衣類又は汚物が直接接触れないようにする。また、床等にビニールシート等を敷くなどの処置を行う。 ④ 救急搬送時には救急車内の換気扇、エアコン等を停止し、車外に空気が漏れないような処置をとる。 ⑤ 保健所等からの指示により指定された医療機関等に搬送する。 (2) 搬送後の処置 ① 保健所等の指示により、救急車内の除染を行うこと。 ② 搬送した救急隊員は、医療機関で診察を受けること。	第6項 救急隊の活動 (1) 救急搬送 ① 化学災害の場合 ア 二次汚染を防止するため、救急車内の換気を行う。 イ 傷病者の観察を行う隊員は、傷病者からの二次汚染を考慮し、必要に応じて防毒マスクを着用すること。 ウ 多数の傷病者が発生した場合については、重症及び歩行不能傷病者は救急車で搬送し、歩行が可能な比較的症状の軽い傷病者は大量に搬送できる人員搬送バス等で搬送する。 また、警察機関に協力を依頼し警察車両が誘導等をするなど、効率的な搬送を実施する。 ② 生物災害の場合（消防機関が対応する場合） 生物災害は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）により、患者（疑いを含む。）の搬送は、衛生主管部局が対応することになっているが、事前の保健所等との搬送協力協定や発災後の協力要請により、消防機関が対応する場合がある。 ア 生物剤の拡散防止のためには医療機関までアイソレーターにて搬送するのが望ましい。 イ アイソレーターが用意できない場合には、医師又は保健所職員による疫学調査診断後、除染を実施し、救急隊員は曝露者からの感染防止を主眼としゴム手袋、ゴーグル、感染防止マスク（N95規格と同等以上の性能）、感染防護衣（簡易防護服）を着用して搬送にあたる。 ウ 医師等の協議により、粉等による生物剤に曝露された人の除染を実施しない場合には、生物剤が拡散しないように曝露者の全身をビニール等で覆い、口鼻部分には感染防止マスク（N95規格と同等以上の性能）を着装し曝露者の身体、衣類又は汚物が直接接触れないようにする。また、床等にビニールシート等を敷くなどの処置を行う。 エ 救急搬送時には救急車内の換気扇、エアコン等を停止し、車外に空気が漏れないような処置をとる。 オ 保健所等からの指示により指定された医療機関等に搬送する。 (2) 搬送後の処置 ① 救急車内の除染を実施すること。<u>ただし、生物災害の場合、保健所等の指示による。</u> ② 搬送した救急隊員は、医療機関で診察を受けること。
--	--	---